

障害に関する医療費の助成・支給のご案内

□重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対し、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金を助成します。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

※次のいずれかに該当する人(ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった人は対象外)

- ①身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの人
- ②療育手帳A・A・Bをお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人(ただし、精神病床への入院費用は助成対象外)
- ④65歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人又は75歳以上で市長の認定を受けた人

※④の認定は、65歳の誕生日の前日までに次の手帳の交付を受けている人又は年金の受給権を取得している人

- ・身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能又は下肢機能の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・障害年金1・2級

所得審査

本人所得を対象として所得審査を行い、基準額以下の場合には医療費助成を受けることができます。基準額超過の場合は支給停止となり、対象期間は医療費助成を受けることができません。基準額は、障害者福祉課までお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

□自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないように、本人及び世帯の所得、疾病などの状況に応じて、月の自己負担上限額が設定されています。

更生医療

※18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる人

※対象となる人が、その障害に対し確実な治療効果が期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(角膜移植術、□蓋裂、関節形成術、人工透析療法、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

育成医療

※現在身体に障害がある又は現在ある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童

※対象となるお子さんが、手術等の治療によって確実な治療効果を期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(斜視、□蓋裂、外耳道閉鎖、水頭症、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

精神通院医療

※精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継続的に要する人

※統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられます(入院は対象外)。

■共通事項

申・問 障害者福祉課 ☎21-1452 ☎24-6066



市HP



高齢者・福祉

訪問理美容サービス

外出が困難な在宅高齢者の自宅を理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供する際の出張費を市が負担します。

※市内に住所を有する要介護2以上で、外出困難な65歳以上の在宅高齢者

※出張費以外の実費(カット料等)

利用回数 1年度につき4回まで

申・問 高齢介護課

☎21-1406 ☎22-7731

障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を以下の窓口で受け付けています。

なお、市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めており、障害を理由とする差別の解消を推進しています。



市HP

障害を理由とする差別全般

問 障害者福祉課

☎63-5032

☎24-6066

障害者福祉課 ☑

市職員による障害を理由とする差別に関すること

問 人事課

☎21-1417

FAX 24-6123

人事課 ☑

市立小・中学校職員による障害を理由とする差別に関すること

問 学校教育課

☎21-1429

☎23-7255

学校教育課 ☑

第5回スマイルウォーキング

☎3月16日(土) 午前8時30分～11時30分

コース 高坂市民活動センター⇄川風公園(約4キロメートル)

集合場所 高坂市民活動センター

※市内在住のおおむね65歳以上の人

定 30人(申込順)

※介護予防を目的にサポーターと共にゆっくりと歩く。

持 飲物、雨具

申・問 2月29日(木)までに直接、電話又はFAXで高齢介護課へ。

☎21-1406 ☎22-7731



子育て

どならない!子育て練習講座(そだれん)～おしゃべりしませんか?～

☎①2月27日(火)、②3月22日(金) 午前9時30分～正午

場 ①松山市民活動センター、②高坂市民活動センター

※市内に住む子育て中の人、市内で子育てに関わる人

定 5人(申込順)

※言葉で上手に伝えるしつけの方法を学びます。「おしゃべりそだれん」では、参加者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、職員がそだれんメソッドを織り交ぜて提案や助言を行います。

※生後6か月以上の託児あり(1週間前までに要予約)

申 ①2月1日(木)、②3月1日(金)から市HPで申込み。

問 子育て支援課

☎21-1446 ☎23-2239



市HP

申請は2月29日(木)まで 子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰による支出の増加の影響を考慮し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、特別給付金を支給しています。申請が必要で済んでいない人は、2月29日(木)までに子育て支援課へ申請してください。

□ひとり親世帯分

支給対象者	申請手続
令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要 (令和5年5月31日支給済み)
公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	必要
食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者相当になった人	必要

※既に子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の支給を受けている人は支給対象外



市HP

□その他世帯分

支給対象者	申請手続
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を受給した人	不要 (令和5年5月31日支給済み)
食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当になった人	必要

※既に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けている人は支給対象外



市HP

■共通事項

給付額 児童1人につき5万円

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239